

議案第24号

世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第2条の規定に基づき、本案を提出する。

## 世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更

世田谷区本庁舎等整備工事請負契約を、下記のとおり変更する。

### 記

#### 変更内容

契約金額	議決金額	36,410,000,000円
	既定金額	40,699,505,000円
	変更金額	41,543,953,000円

#### 理由

- 1 工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要があるため。
- 2 現位置で保存することを想定していた樹木について、着工後の試掘の結果、根部分が新設工作物と干渉することが判明し、当該樹木を伐採し、新植する必要があるため。
- 3 令和3年度に移植した樹木について、猛暑等の影響を受け枯損したことから、当該樹木を伐採し、新植する必要があるため。
- 4 着工後、第一庁舎及び第三庁舎において、事前調査が困難であった天井裏等より、アスベスト含有建材が発見され、撤去・処分等が追加で必要となったため。
- 5 西棟1・2階をつなぐエスカレーターについて、区民窓口の来庁者数が増加したことから、エスカレーターの設置を取り止め、利用者の利便性確保のため、窓口レイアウトを変更し待合スペースの拡充が必要となったため。